

丸忠物産有限公司 人材事業部 (HR)

【2026/4/1適用】 特定技能 (鉄道分野) 基準改正チェックリスト (社内共有用)

更新日: 2026-05-18

対象: 鉄道事業者 / 鉄道関連事業者 (保守・整備・製造・運輸係員) / 駅・車両清掃の受託事業者 / 登録支援機

目的: 申請前に「協議会加入」「誓約書」「社内体制」「証跡」を揃え、審査・運用の手戻りを防ぐ

※本資料は、出入国在留管理庁・国土交通省・e-Gov (パブリックコメント掲載資料) 等の一次情報に基づく一

※具体的な要件・対象範囲・必要書類は、申請類型や受入体制により異なる場合があります。最終判断は個別確

0. まず結論 (ここだけ押さえる)

- 2026/4/1適用の「鉄道分野の基準改正」の内容を確認した (駅・車両清掃区分の追加等)
- 鉄道分野特定技能協議会に加入した (在留諸申請の前に加入が必要)
- 協議会の決定事項に従うための社内手順 (責任者・連絡窓口・記録) を用意した
- 誓約書 (所属機関 / 登録支援機関) と、協議会構成員であることの証明を揃えた

このチェックリストでできること

- ・受入れ可否を「事業の範囲」「役割分担」「書類」で整理
- ・申請前に必要な準備 (協議会加入・誓約書・証跡) を1枚で棚卸し

1. 改正のポイント（2026/4/1適用）

【改正の要点（概要）】

- 鉄道分野に「駅・車両清掃」区分が追加された（鉄道分野の業務区分の追加に伴う対応）
- 特定技能所属機関の要件として、協議会で協議が調った事項に関する措置を講じることが追加された
- 既に協議会構成員となっている所属機関向けに経過措置が設けられた（詳細は一次情報で確認）

【スケジュール（一次情報ベース）】

- 公布：2026-03-31
- 適用：2026-04-01

【社内で起きやすい論点】

- 「清掃」は鉄道分野の“関連業務”なのか、“主たる業務（区分）”なのかを混同していないか
- 協議会加入の“タイミング”（在留諸申請の前）を後回しにしていないか
- 登録支援機関へ委託する場合、登録支援機関側の協議会加入が漏れていないか

2. 受入れ可否の一次判定（所属機関の範囲）

【貴社の立ち位置を整理】

- 特定技能所属機関（雇用契約の相手方）として申請する（＝雇用主として受け入れる）
- 登録支援機関として、支援計画の全部の実施を受託する（＝支援側として関与）
- 元請・下請など、実態上の指揮命令・就労場所の整理が必要（個別確認が必要）

【駅・車両清掃区分（想定）】

- 駅又は車両の清掃に係る事業を営む（受託・請負を含む）※定義は一次情報で個別確認
- 清掃の範囲（駅構内、車両基地、車内等）・指揮命令系統・業務設計を説明できる

【既存の鉄道分野（例）】

- 軌道整備／電気設備整備／車両整備／車両製造／運輸係員 等（区分・業務内容は一次情報で確認）

3. 協議会加入（申請前の必須タスク）

- 在留諸申請の前に、国土交通省が設置する「鉄道分野特定技能協議会」の構成員になった
- 協議会加入届出書兼構成員資格証明書（所属機関／登録支援機関）を提出した（押印不要・郵送不可等の注意）
- 「受入れ見込みが具体となってから申請」等の注意事項を確認した（加入そのものが目的の申請は避ける）
- 協議会構成員であることの証明書（写し）を、申請書類に添付できる状態にした

【協議会への協力（運用）】

- 協議会からの報告徴収・資料要求・現地調査等に協力できる担当者を定めた
- 協議会の決定事項に基づく措置（ルール変更・運用変更等）を実行できる社内フローを整えた
- ルール不遵守の場合、協議会からの退会等により「基準不適合」扱いとなるリスクを理解した

4. 誓約書・申請書類（抜け漏れ防止）

- 鉄道分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（所属機関用）を準備した
- （委託する場合）登録支援機関の誓約書（登録支援機関用）を準備した
- （所属機関）協議会構成員であることの証明書（写し）を用意した
- （登録支援機関）協議会構成員であることの証明書（写し）を用意した
- 業務区分・職務内容・就労場所・指揮命令系統が、契約書・支援計画・現場実態で整合している

【個別確認が必要になりやすいポイント】

- 清掃業務の「主たる業務」と「関連業務」の線引き（区分追加により誤解が生じやすい）
- 複数現場・複数契約がある場合の説明方法
- 委託構造（元請/下請）と、誰が雇用主かの整理

5. 社内運用（協議会決定事項に従うための体制）

- 社内責任者（協議会対応・法令対応）の任命：氏名／部署
- 協議会からの連絡窓口（メール確認・提出物の取りまとめ）：氏名／部署
- 決定事項の社内共有ルート（現場への展開・教育・規程改定）を定めた
- 記録（提出物・対応履歴・周知記録）を保存するルールを定めた

【相談導線（必要に応じて）】

- 自社の業務設計が鉄道分野の区分に該当するか不安がある
- 協議会加入や誓約書の準備、支援計画の整合性を一緒に確認したい
- 丸忠物産 人材事業部（HR）へご相談ください（<https://hr.maruchu-bussan.co.jp/>）

公式一次情報（必ず最新版で確認）

- ・ 特定技能制度（更新情報に鉄道分野基準の改正を掲載） | 出入国在留管理庁
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/index.html>
- ・ 鉄道分野における外国人材の受入れ（特定技能／育成就労） | 国土交通省
https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_fr7_000056.html
- ・ (PDF) 鉄道分野の基準改正（案）概要（公布：2026-03-31／適用：2026-04-01） | e-Govパブリック・コメント
<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000307232>
- ・ (PDF) 鉄道分野の基準改正（案）意見募集結果（2026-03-31） | e-Govパブリック・コメント
<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000311697>